

# 東神楽町除雪機械運転免許等取得支援事業

助成金

最大 **30万円**



補助します。

受付期間令和3年11月1日より



上限額に達しない場合は申請額の1/2

## 目的

・東神楽町では、将来的に除雪機械運転者を確保することを目的に免許等の取得に係る費用を助成します。

## 対象者

- ・町が実施する除雪事業に1か月以上従事する方
- ・50歳以下の方（令和8年4月1日から拡充されました）
- ・免許取得に費用を支払った方
- ・町税の滞納のない方

免許  
取得  
除雪  
事業  
従事  
申請

・大型・大型特殊・技能講習

交付  
決定  
雇用  
状況  
報告

・1か月以上町が実施する除雪事業に従事

・申請書を記載の上役場窓口に提出

・助成額決定後指定の口座にお振込みします

・助成後3年間の雇用状況を報告

東神楽町役場 建設水道課

☎ 0166-83-5414

✉ [kensetsu1@town.higashikagura.lg.jp](mailto:kensetsu1@town.higashikagura.lg.jp)



「東神楽町除雪機械運転免許等取得支援事業」の申請書類は東神楽町HPからもダウンロードできます。

